

令和4年12月26日

公益財団法人日本関税協会  
大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部  
管理課長 山崎 昭太郎

高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税について

平素は税関行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

中華人民共和国産の高重合度ポリエチレンテレフタレートについては、「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税に関する政令」（平成29年政令第234号）により、平成29年12月28日から平成34年（令和4年）12月27日までを課税期間として不当廉売関税が課されているところですが、令和4年2月10日から当該課税期間の延長に関する調査が実施されており（令和4年財務省告示第35号）、関税定率法第8条第29項の規定により、当該調査が終了する日までの間、引き続き下記のとおり当該不当廉売関税が課されることとなります。

つきましては、貴会会員の皆様に周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 該当物品及び統計品目番号

関税定率法の別表第3907.61号に掲げる高重合度ポリエチレンテレフタレート（中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするものに限る。）

2. 税率

一般の関税+53.0%（ただし、下表の左欄に掲げる生産者により生産された高重合度ポリエチレンテレフタレートにあつては、それぞれ同表の右欄に定める税率）とする。

生産者	税率
グァンドン・アイヴイエル・ペット・ポリマー・カンパニー・リミテッド（GUANGDONG I V L P E T P O L Y M E R C O . , L T D .）	一般の関税+39.8%
ジャンイン・シンタイ・ニュー・マテリアル・カンパニー・リミテッド（J I A N G Y I N X I N G T A I N E W M A T E R I A L C O . , L T D .）	一般の関税+39.8%
ジャンイン・シンユウ・ニュー・マテリアル・カンパニー・リミテッド（J I A N G Y I N X I N G Y U N E W M A T E R I A L C O . , L T D .）	一般の関税+39.8%
ジャンスー・シンイエ・プラスチック・カンパニー・リミテッド（J I A N G S U X I N G Y E P L A S T I C C O . , L T D .）	一般の関税+39.8%

チェジャン・ワンカイ・ニュー・マテリアルズ・カンパニー・リミテッド (ZHEJIANG WANKAI NEW MATERIALS CO., LTD.)	一般の関税+51.0%
チャイナ・リソーシーズ・パッケージング・マテリアルズ・カンパニー・リミテッド (CHINA RESOURCES PACKAGING MATERIALS CO., LTD.)	一般の関税+51.4%
ドラゴン・スペシャル・レジン (シアメン) カンパニー・リミテッド (DRAGON SPECIAL RESIN (XIAMEN) CO., LTD.)	一般の関税+39.8%

以上

不明な点がございましたら、大阪税関業務部通関総括第1部門  
(06-6576-3313) までお問い合わせください。